

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和6年2月1日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会
記録提出請求経過

令和6年1月16日開催の標記委員会において決定した関係人への記録提出請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和6年1月22日 午後5時44分	千代田 庁舎	関係人：田代和正氏へ「記録提出請求書」を郵送。(速達・一般書留・配達証明)	資料1
令和6年1月23日 午前10時18分		石岡郵便局により「記録提出請求書」送達。	資料2
令和6年1月31日 午前10時30分	千代田 庁舎	関係人：田代和正氏より郵便にて返答あり。記録の提出は不可。	資料3

か議第 14 号

令和6年1月22日

田代和正様

茨城県かすみがうら市議会
議長 小座野 定信



記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったことから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

2. 提出を求める記録

令和5年12月21日付か議第144号で求めた記録に関して、貴殿より令和5年12月26日付で回答のあったUSBメモリの現物およびデータ復旧作業を行った端末の現物

3. 提出期限

令和6年1月31日(水)

一般書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所(お名前)) 石岡市上土田461 かみかみ市議会議務局 様			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
田代 和正 様	[REDACTED]		配達証明 送達
様			
様			

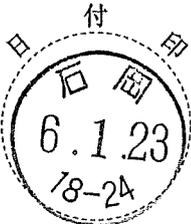
【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額の記入額(上限50万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。
 ・現金書留：申出損害要償額の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。
 【配達状況がわかります】
 フリーコール 0120-232886
 インターネット <http://www.post.japanpost.jp>

石岡 6.1.22 12-18

日本郵便株式会社

契印
0.1.23
18-24

郵便物等配達証明書

受取人の氏名	田代和正 様
お問い合わせ番号	[REDACTED] 号
上記の郵便物等は、6年 / 月 23 日に配達しましたので、これを証明します。	
付印  石岡郵便局 日本郵便株式会社	

ユ07370 (2023-SYE)

令和6年1月30日

茨城県かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様かすみがうら市 [REDACTED]
田代 和正

百条委員会の記録提出請求書について

署名簿の写真データ(写し)は、署名を取り下げる際に副市長から「市で署名の控えは取っている」と言われましたので、データを保存する必要性は感じてはおりませんでした。しかし、iPhone(以下スマホ)で撮った写真をそのままスマホに入れて持ち歩くのは膨大な個人情報を持ち歩くことになり気が引けたので、昨年6月に市役所で署名簿を撮影した数日後、スマホ内の署名簿の写真データを(添付の写真と同タイプの1つのUSBメモリでPCとiPhoneの両方に使えるタイプで)直接USBメモリにコピーし、それと同時にスマホ内とクラウド上のデータは消去し、USBメモリは他の人の手に触れないよう天井裏に保管しました。12月19日の百条委員会でバックアップデータの話が出て数か月後に取り出したわけですが、その結果が「PCで認識できないほど壊れていた。」という事です。おそらくは数か月に及んだ酷暑の為、高温で基盤がクラッシュしたものと思われます。もしくは、新品ではなく手持ちのUSBメモリを使用したので、既に寿命が近づいていた等の事が重なったのかもしれませんが。USBメモリのクラッシュは珍しいものではなく、これまでも幾度か経験はありましたが、今回はPCに挿しても何の反応もないのでデータは復旧できないと判断し、処分しました。

「データ復旧作業を行った端末の現物」とありますが、USBメモリはどのパソコンに挿しても認識できなかったため、データ復旧作業自体出来ない状態でしたので「データ復旧作業を行った端末」は存在しない為、提出できるものではありませんので、ご了承ください。

ところで、12月19日の百条委員会の証人喚問を思い出す度に、血圧が上がったようになり、動悸が激しくなりとトラウマのようになっているのですが、あれは本当に「委員会」と呼べるものでしょうか？「委員会」というものは、委員会で発せられる様々な意見等を中立公正な立場の「委員長」がその意見等を取りまとめながら議事運営を進めるのが本来の姿ではないのでしょうか？にもかかわらず、あの証人喚問は矢口委員長と佐藤委員2人の独壇場に近いもので、最初から偽造があったと決めつけている感じで、その為か、私への質問はまるで私が犯罪者であるかのような脅迫的な物言いが矢口委員長と佐藤委員から繰り返されました。他の委員の方々は、仕方なく付き合わされているという感じを受けました。議事録を見返すのも腹立たしいのですが、「あなたはかすみがうら市で生まれ育ったわけでもなく、PTAの役員をやったわけでも無いですよ？そんな人がこれだけの署名を集められるわけ無いんですよ！」、「田代さん、あなたのところにそんなに人は集まってこないと思いますよ。」と矢口委員長から侮辱的な事を言われ、「素人にあんな文書作れる訳がない！」とまで言われましたが、これらは侮辱も甚だしく、名誉棄損等で訴えたいような言動です。地元密着でパソコン教室を中心に個人、個人商店・中小企業・福祉施設等とそこで働いている方々と、様々なお客様相手に生活・業務に欠かせないパソコンのメンテナンス等の仕事を始め、その後起業して今年で20年になります。PTAの役員をするよりもよほど人脈は広がると思います。文章に関しては全て私自身が作っていますが、今はチャットGPTを使えば論文だって書

けるのですからご指摘は甚だ時代遅れであり、侮辱的な物言いも含めて市議会議員としての資質を疑います。嚴重に抗議させていただきます。

しかし、あの6月の市議会での応酬の頃からずっと「違和感」に思っているのですが、私が代表として集めた署名は「要望書」です。ですが、当初から「請願書」（あるいはリコール請求等の直接請求できる文書）扱いをされていることが不思議でなりません。

そもそも要望書（陳情書）は、市のホームページ（<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page003218.html>）に『市議会議員の紹介のないものは陳情として受け付けます。陳情は、本会議でその写しを全議員に配布して、その内容の周知を図りますが、「採択」か「不採択」かは決定されません。』とある通り、「こういう要望があるのですね。分かりました。」と受け取るだけで良い筈だと思います。要望書であれば、署名は同意があれば代筆でも問題ないと弁護士の見解も得ています。なのに、（1世帯に1通ではなく）1人1人に1通ずつ、「署名しましたか？」と封書を送る事自体、前代未聞だと思いますが、その確認は「請願書」であればまだわかるのですが、要望書では全く必要ない筈です。

「要望書だから」多くの人が署名をしてくれたのであり、「要望書だから」家族まとめて書いてくれたのであり、「要望書だから」集めやすかったという事が大きいと思います。でも、今回の対応は「要望書への対応」ではなく、「請願書への対応」になっていることが今回の騒動の根源ではないでしょうか？

私達は「要望書」だと思っているのに、「請願書」（あるいはリコール請求等の直接請求できる文書）の扱いだから『偽造の疑いがある』という話になっているのではないのでしょうか？「思い・考え」がずれているので、どこまで行っても平行線になっているのではないのでしょうか？どこまで行っても平行線の状況をいつまでも続けていても仕方ないのでそろそろ終わりにして欲しいと思います。

証人喚問の席で、要望書の書式について、佐藤委員から「あの書式は間違っている」という趣旨の発言がありましたが、あの発言の内容は明らかに請願書の内容です。

1月14日に新聞折込に入った佐藤委員の発行する「かすみがうら新聞」にも見出しでは「要望書偽造問題」と書いておきながら、全く信憑性の無いと言える「内部告発文書」の説明欄には「請願書」と記述があります。この事も、今回の要望書を請願書と捉えている証拠ではないのでしょうか？

1月16日の百条委員会の議事録を見ました。宣誓までした私の話を信じるのではなく、狩野岳也氏の話を信じるという事ですね？狩野氏が社会的地位のある人だからという理由も分らなくはないのですが、1つ言わせて頂くと、私が久松公生議員と知り合ったのは、狩野氏からの紹介ではありません。先の市長選の際、選挙戦を手伝っていた方が私の仕事上の知り合いで、その方からの紹介です。その後、狩野氏も久松議員の選挙戦を手伝っていることを知りました。もう1つ言わせてもらえば、要望書は私が書きましたが、矢口委員長は桜井繁行委員が書いたとおっしゃっている。しかし、私は先の証人喚問の席で初めて桜井委員と会いました。会った事もない人の名前を狩野氏に話す筈はありません。それに、知らない人が書いた文書の代表者になるはずはないと思いませんか？これらの点だけ考えても、狩野氏が憶測で言ったのか勘違いで言ったのか、いずれにせよ不確定な話だった、あるいは、聞いた矢口委員長が都合の良い解釈をしているだけではありませんか？なのに、それを根拠にいつまでも追及されなければいけないのでしょうか？

この議事録内で狩野氏と比べると私の方が信憑性は低いだけの散々に書かれており、私がトラウマにな

っている12月19日の2時間にも及ぶ犯罪者扱いをされているかのような証人喚問の様子を伝える議事録も、受忍限度を超えた表現が非常に多い内容となっていますが、その議事録が誰もが閲覧できる状態なので、それを見た友人・知人等から非常に心配されております。

議事録を読んでいない人に、百条委員会に証人喚問で呼ばれたと話すと「(たかが) 要望書の事で、まだ続いていたの?」と驚かれます。もっともだと思います。

佐藤委員の「かすみがうら新聞」において私を実名入りで犯罪者扱いするような文章を掲載し、それを新聞折込やポスティングで配布したことに以前抗議しましたが、先ほども書いた通り1月14日の新聞折込にもまた折り込まれました。あまりにひどい書かれようなので、多くの人に心配されていますが、逆に言うと佐藤委員の品格や人間性、議員としての資質も疑う人も増えてきています。そうであるならば、その元凶のこの百条委員会自体をそろそろ終わりにした方が良くと思います。

12月19日の証人喚問の際には新聞社が5社も取材に来ていましたが、記者の方達は「要望書で百条委員会なんて、まして市民を証人喚問なんて、聞いたことがない。」とおっしゃっていました。なのに、百条委員会を続けている現状を呆れておられるようでした。

矢口委員長も佐藤委員も、私や久松議員への追及に固執されて周りが見えなくなっているようですが、そろそろ周りがどう思っているのか、気付かれた方が良くと思います。世間一般の見方は「トップ当選した久松議員をいじめたいだけ」が大勢を占めていて、そのような話を多く耳にします。それに、同じ議会の中で仲が悪すぎます。これで市政が円滑に進むとは思えませんし、市民からの不信感につながるのではないのでしょうか?

「要望書で偽造」と騒ぐ事自体、尋常ではないと思いますが、今回の騒ぎの根幹は「久松議員が偽造をしたのかどうか?」なので、偽造されたとされる人が明らかに信憑性のある証言をしていて久松議員に署名偽造の疑惑があるなら、久松議員を百条委員会に呼んで偽造したのかどうかを本人に聞き取り調査等をし、偽造されたとされる人の筆跡鑑定と併せて調査すれば、1回か2回で済む話ではないのでしょうか?

「そもそも百条委員会の調査権限外の内容について、市民を巻き込み、傷つける形で公費を使って長々と調査をしていること自体が問題である」と当方の弁護士の先生も意見をくださいました。オブザーバーとされる弁護士の先生にも手当を公費で払い、手当の他にも複数の委員や市の職員(議会事務局)の方達と外で食事を共にしているという話も聞きます。会計が別だろうと「会食している」という事実はあるわけですから、そんなことを続けていたら、私だけでなく多くの市民にそっぽを向けられ、不信感は大きくなっていくと思います。余計なことかもしれませんが。

最後に、さらに余計なことかもしれませんが、複合交流施設の建設やその前の道路を土日歩行者天国にしての地域活性化等を思い描いていましたが、その思いが届かなかった結果の神立病院建設を間近で見ていたくはないので、今の事務所は遅かれ早かれ撤退しようと思います。ただ、街灯が無いのは行き交う人が困ると思うので、心ある議員の方、設置の後押しをお願い致します。意味のない百条委員会に公費を割くのではなく、街灯設置等の有意義な事に使って下さい。もし、それら要望を私の意思で市に届けたい場合、改めて「要望書」を出しますので、その際には(請願書に対する対応ではなく)「要望書」に対する正しいご対応をお願い致します。

以上

